

提出されたコメントとコメントに対する金融庁の考え方
～協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式関連～

コ メ ン ト	金融庁の考え方
<p>1. 信用組合が優先出資を発行した場合には注記が必要となるか。 〔理由〕信用組合は、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律(優先出資法)」に基づき優先出資を発行している。同法第19条第2項において「普通出資者に対する剰余金の配当は、優先出資者に対する優先的配当を行った後でなければ、行ってはならない。」とされているが要件に該当するかどうか不明。 また、銀行の注記の改正案では、「会社法以外の法律の規定・・・」とされているが、株式会社の優先株の場合は会社法に基づくものと考えられる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、パブコメ時の改正案から下線部を追加いたします。(別紙様式第2号、第6号、第9号、及び第10号) 「<u>協同組合による金融事業に関する法律及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律</u>以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容」</p> <p>当該追加によって、信用組合が優先出資を発行した場合は、注記不要となります。</p> <p>なお、協同組織金融機関の優先出資に関する法律が適用される信用金庫、労働金庫等においても同様に、優先出資を発行する場合、注記不要とすることが適当と考えられることから、信用金庫法施行規則別紙様式及び労働金庫法施行規則別紙様式においても同様に措置いたします。</p>
<p>2. 「協同組合による金融事業に関する法律以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合」とはどのような場合を想定しているか。 〔理由〕どのような場合が想定されるのか判断が難しいため。また、会社法、会社計算規則(第134条)の貸借対照表の注記事項には当該要件が見当たらない。</p>	<p>例えば、一定以上の財務内容を維持する範囲でしか剰余金の配当を行えない契約を行っている場合等を想定しています。</p> <p>財務諸表等規則第68条の2において、「会社法以外の法律の規定及び契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容を注記しなければならない。」と規定されていることを参考にしています。</p>